2023-11-8 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第3回)

16時00分~18時13分

○秋田座長 皆様、こんにちは。ただいまより、第3回「こども誰でも通園制度(仮称) の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も対面、オンラインのハイブリッドでの開催となっております。

初めに、事務局から構成員の皆様の本日の御出席状況と本日の議事の確認をお願いいたします。

○司会 本日の構成員の出席の状況でございます。

原田構成員におかれましては、所用により御欠席でございます。

オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、菊地構成員、駒崎構成員、 堀構成員、万井構成員、水嶋構成員になります。

また、王寺構成員の代理人として中田様に、大川構成員の代理人として小川様に代理出席としてオンラインにて御参加をいただいております。

他の構成員におかれましては、対面での御参加となっております。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりとなってございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきます。まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

- ○駒崎構成員 今、秋田座長のお声が聞こえていないように思いますが、いかがでしょうか。
- ○秋田座長 オンライン同士は聞こえている、私の声が駒崎さんだけに聞こえていないのか、オンラインの皆様、聞こえていますか。
- ○駒崎構成員 オンラインの皆さん、聞こえていないのは僕だけではないですよね。
- ○秋田座長 これで聞こえますか。

ありがとうございます。

開催の挨拶等は聞こえたかと思うので、今から議事に入りますので、これからでよろしいでしょうか。

早速議事に移らせていただきます。まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。 〇本後課長 よろしくお願いします。保育政策課長でございます。

それでは、まず資料1をお願いいたします。

資料の説明に先立ちまして、先週金曜日、2日に閣議決定をされました総合経済対策の 関係を御説明したいと思います。 このこども誰でも通園制度についても総合経済対策の中で記載をいたしております。「こ ども未来戦略」に基づくこども・子育て支援をスピード感を持って実行する。

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、こども誰でも通園制度の本格実施を 見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行うということ としております。

これに対応する予算・人数的措置につきましては、今後、補正予算の中で対応してまいります。補正予算成立後、自治体での対応が進められることになりますので、私どもといたしましても、自治体等への情報提供などを前広に行っていきたいと考えてございます。

続きまして、資料2でございます。これが本体の資料になります。

これまで第1回、第2回、非常に濃密な御議論をいただきました。今回は、今までの2回の議論を現時点での議論の整理という形で縦紙の資料として整理をいたしました。制度の本格実施に向けてさらに整理が必要と考えられる事項については、それぞれの記載事項の下部において注書きという形で付しております。そういった形で整理をいたしております。

まず、2ページ目でございます。

最初は「制度の意義等」についてとなります。全てのこどもの育ちを応援し、支援を強 化するということが強く求められている。

こども基本法との関係にも触れております。

孤立した育児、それからSOSを発することが難しい、そういった世帯に対する対応も求められている。そういったことで、保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。

こども誰でも通園制度、その意義は、一時預かりのように家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、あるいは子育てに係る保護者の負担を軽減するために、一時的に預かることが望ましいと思われる乳児または幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う、そういった保護者の立場からの必要性に対応するというものとは異なり、こども中心に考え、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する、こういったことを目的としているものでございます。

「こどもの成長の観点からの意義」という点でいきますと、これまで資料で記載いたしていたとおり、家庭とは異なる経験、それから家族以外の人と関わる機会、次のページに行きまして、同じ年頃のこどもたちが触れ合いながら成長をしていく、あるいは保護者自身やこどもへの温かい言葉かけや応援の声かけ、そういったことでこどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについての新たな気づき、自信の回復、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にもよい効果がある、そういったことでございます。

保護者のために預かるというサービスなのではなく、保護者と共にこどもの育ちを支えるための制度であるということを確認しておく必要があるということでございます。

3番目が「保護者にとっての意義」ということ、孤立感、不安感の解消、それから育児

に関する負担感の軽減、こういったことはもちろん当然のこととしてあるということでご ざいます。

4番目、「現行の各制度と比較した場合の意義」ですけれども、給付制度とすることで 一定の権利性が生じる、全国どの自治体でも共通で実施するということで、制度利用への アクセスを向上させる。

それから、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人、しない人、認定を受けた上で、次のページですけれども、どの程度利用しているかを自治体が把握することができる、言わばポピュレーションアプローチでありながら、ハイリスクアプローチも含まれるものである、そういった発言もございました。

「保育者にとっての制度の意義」ということでいきますと、専門性をより地域に広く発揮することができる一方で、マネジメントやリスク管理といったことが重要になる、こどもの特性を把握するアセスメント力が求められる、保育所等に通っているこどもたちの保育に支障があってはならないという意識も重要である、そういった点を御指摘いただきました。

これらの点に関しましては、保護者のやりがいや緊張感にも留意した検証を行う必要があるのではないか。あるいは、研修という観点から様々皆さんから御意見いただきました本事業実施に際してどのような専門性があるのか。研修ということについてもさらに検討が必要だという御指摘をいただいております。

5ページ目、6番目ですけれども、「人口減少社会における保育の多機能化の観点」という御指摘もございました。令和3年度の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」でも保育所等の多機能化という方向性が示されている。この制度もその多機能化が大きな柱として位置づけられるということでございます。

以上が意義に関するところでありました。

6ページ目からが「制度の概要について」です。これにつきましては、第1回「子ども・ 子育て支援等に関する企画委員会」において資料を提出しているという状況で、今後、分 科会において議論が行われる予定となっております。

新たに給付を創設するということ、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とするということ、こどもの安全を確保できるのかという十分な留意が必要になるという課題から、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定しているということ、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能、それから事業所については市町村による指定の仕組みを設ける、あるいは指導監査、勧告という仕組みを設ける、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約を行うといったことでございます。これはいずれにしましても分科会のほうで御議論いただきます。

7ページ目、「一時預かり事業との関係」でありますけれども、一時預かり事業は、保 育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、家庭 での保育が困難となった場合にも対象にするということで、引き続き現行の事業は継続さ せる必要がある。ただ、一時預かり事業とこども誰でも通園制度の位置づけ、それから事業の目的・内容等については異なっている。この異なった状況を踏まえまして、下の注のところですけれども、一時預かり事業が自治体における補助事業等であることを考え併せた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運営をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくのかということについて、試行的事業の実施も踏まえながら、より検討が深められるべきだと。これは本格実施に向けてまさに大きな課題ということで記載をしております。

ここまでが意義、制度に関わる部分でございます。

8ページ目以降が「試行的事業実施の留意事項」ということで整理をしております。

試行的事業において様々な課題、実例を収集し、検証を深めていく、好事例については 横展開を図っていくことが必要である。それから、自治体や事業者団体とも協力し、事業 を実施している自治体、事業者を集めた説明会や意見交換会を積極的に開催していくべき である、こうした御指摘もございました。

「試行的事業の全体像」というところですけれども、これはもう既にお示しをしているところでありますが、真ん中辺り、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業所が実施できるようにする。補助基準上1人当たり月10時間を上限として行うということでございます。月10時間の考え方については、それ以降に記載がございます。

9ページ目の真ん中辺りですけれども、これも従来の資料から入れております補助基準上の上限であるものの、試行的事業が本格実施を見据えた形で実施されるものであることから、そういったことを見据えながら設定する必要があり、自治体において提供体制を確保する必要がある。

それから、10時間ということについて、慣れるのに時間のかかるこどもの場合にどのように対応するかという点に十分配慮すれば、こどもにとっては効果が期待されるのではないか、現在の預かり事業と比べても相当多く利用できるのではないか、こういったことから10時間ということを設定しております。

9ページ目の下ですけれども、検討会において複数の構成員から、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか、保育所の定員には空きが生じている地域もあるので、自治体によって月当たりの利用時間を増やすことができるようにすべきではないかといった御指摘もございました。一方で、月10時間とする案を基に本格実施に向けて検証を重ねた上で、より適した制度づくりを目指すことが望ましいという意見もございました。

全ての保育所等に通っていないこどもが利用できることを目的とする本制度の基本的考え方に照らして、どのようなことが可能なのか、全国的な給付制度とする中で自治体によって地域差が生じることをどのように考えるのかといった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて検討が深められるべき、そういった形で記載させていただいております。

配置基準は、一時預かりの配置基準と同様とするとしていますけれども、これについて はさらに検証が必要とさせていただいております。

それから、高リスク家庭における支援、きょうだい・多胎児における利用、キャンセルの取扱い、そういった論点もございました。これもさらに検討課題と考えております。

10ページ目の下のほうですけれども、留意点、共通事項でございます。これはこれまでお示しした内容でありますけれども、こどもの安全が確保されることは大前提、アレルギーに関すること、 $0\sim2$ 歳を受け入れたことがない事業所について、食事、そういった記載がございます。

11ページ目、多くの構成員の皆様から御指摘をいただきました親子通園について記載をしてございます。慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくかという観点は非常に重要、親子通園は慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効である、利用が初めての場合に初回に親子通園を積極的に取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりになる、そういったことから重要である。こども、保護者にとって、親子通園が長期間続く状態になったりしないように留意をして、積極的に取り入れられるべきであるとしております。

その下、こどもの情緒の安定を図り、成長に寄り添いながら、こどもの発達の過程に応じ、主体性を大切にしていくことが重要であり、特定のスキル等を身につけることを目的とした早期教育の場の形とすることは望ましくない、こういった指摘もございましたので記載をしております。

次から「年齢ごとの関わり方の特徴と留意点」を記載しております。これは $0\sim2$ 歳に特化した事業であること、それから $0\sim2$ 歳にこれまで対応していない事業者の実施も想定されるということで、あえて丁寧に記載をさせていただいているものでございます。

12ページ目、この関わり方の特徴という意見については、さらに検討を深めていく必要があるとさせていただいております。

「事業実施のイメージ」、定期・自由ということですけれども、これに関しましては13ページ目ですが、定期利用に関します御意見は様々ございました。少し厚めにその辺りを記載しております。継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れていく。次第に保育者とこどもの関係が構築される。あるいは、見通しを持って接することができる。事業者としての体制構築をしやすく、見通しを立てやすい、そういったことがある。

一方、自由利用においても、様々なニーズに合わせることができる。

利用に当たっては、そういったことも組み合わせながら利用していくということも考えられるのではないか。いずれにしても、地域によっても様々な状況があるということで、利用方法を選択したり組み合わせて実施する、そういったことが可能となる仕組みづくりが必要とさせていただいております。

実施方法は、一般型、余裕活用型あるいは独立型という点ですけれども、これは既に記載をさせていただいたとおりでございます。

15ページ目まで飛びまして、真ん中辺りに注がございます。施設・事業類型ごとの事業 実施イメージについては、さらに深めていく必要があるのではないかとしております。

障害のあるこどもへの対応についても御議論いただきました。記載はそのときの資料、基本的にそのままでありますけれども、16ページ目、注の中ですけれども、この方針につきましては、障害児支援の現場から御意見が様々ございました。そういったことを踏まえまして、③ですけれども、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たって、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況等も踏まえながら、障害児の支援に支障がないように留意して実施することが必要であるという文言を加えております。

その下の注、居宅訪問型の事業形態については十分な検討が必要ということで、これは 既に資料をお出ししたとおりでございます。

3番目、17ページ目に「その他の留意点」でございます。ここは制度の本格実施に向けて整理をしていく内容ではありますものの、試行的事業を実施する中でも留意していただきたいという点で整理をしております。

最初の個人情報の取扱いは、前回、整理するようにという御指摘を様々いただきました ので、新たに書き加えているところであります。利用者が入力する個人情報、こどもに係 る日々の記録、2つの観点があると思っております。

まず、①利用者が入力する個人情報でありますけれども、表にありますとおり様々ございます。こども誰でも通園制度においては、利用者が個人情報を複数回入力する必要がないように、統一のフォーマットに入力し、初回の予約時に同意に基づいて提供する、そういったことが考えられるのではないか。

18ページ目ですけれども、利用者が事業者に情報を提供する都度、システム上で利用者に最新の情報かどうか確認を求める仕組みとすることが必要なのではないか。システム上の対応ということを記載しております。

こどもに係る日々の記録につきましては、通常の保育と比べると少ない時間の関わり、 それから同時に複数の事業所を利用するということで、連続的に捉えることに難しさがあ る。そういった観点から、日々の体調、好きな遊び、関わり方の留意点などの記録を共有 できることが望ましいのではないか。利用対象者の認定の際に、事業者がこどもの日々の 記録を作成し、事業者間で共有することについて同意を得た上で、作成した記録を共有す るということが考えられる。そういったこともシステム上で行うことも検討すべきだとい うことを記載させていただいております。

要支援家庭への対応については、基本的には既に資料をお出ししたとおりですが、18ページ目の一番下、関係機関との連携についてという御意見がございました。利用者支援事業や子育て相談機関を積極的に組み合わせて実施していただくことが期待されるといったことを書き加えております。

19ページ目は基本的にお出しした資料のとおり、20ページ目も同様でございます。

最後、21ページ目で「市町村における事業実施に向けた準備・検討」、それから「こども誰でも通園制度に係るシステムの構築」、これも基本的に既に資料をお出ししたとおりの内容になっております。

以上、議論の整理ということで、こういった形でまとめさせていただきました。様々御 意見いただければと思います。

以上でございます。

○秋田座長 本後課長、御説明をどうもありがとうございました。

今回は本検討会における現時点での議論の整理ということで、12月開催予定の検討会において中間取りまとめを行う予定となっておりますことを踏まえ、今までの検討会における議論を整理した資料を事務局より御提示いただいております。

また、前回御議論いただきました個人情報の取扱いにつきましては、資料の中に新規事項として記載がされており、今、御説明があったとおりでございますので、この内容も含め御質問や御意見、御提案がございましたら、対面の方は名札を立てていただきまして、オンラインの方は挙手ボタンをお願いいたします。

それでは、どうぞそれぞれに御意見をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

志賀口構成員からお願いいたします。

○志賀口構成員 日本保育協会の志賀口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、第1回目、第2回目の議論を踏まえまして、現場の声と要望、こちらは事前に資料を提出してございますけれども、それから、こども誰でも通園制度と一時預かりの違いや関係性に関する御質問をさせていただくのと、こども誰でも通園制度における親子通園についての意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは事前の提出資料でもございますけれども、こちらは保育三団体の取りまとめた内容でございます。前段、読ませていただきます。

現在、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」が開催されており、保育三団体においても円滑な実施に向けて鋭意努力していく所存です。

令和5年度からモデル事業は空き定員を活用した事業ということもあり、現在検討されている制度について保育現場では「保育制度自体の改正を行うものなのか」「一時預かり事業と何が違うのか」という混乱も生じてございます。

そのため、正しい理解で情報共有するために、来年度の試行的事業実施に当たり、保育 三団体と「貴庁との情報共有と意見交換の場」をぜひとも設けていただくようお願いいた します。

なお、現時点において、保育現場の声として挙がっている主な事項は次のとおりです。 内容のほうは1回目、2回目で発言させていただいております。ただ、6番の公費の流れや料金体系等について情報提供と意見交換の場を設けていただきたいということを追加 させていただいております。

それから、こども誰でも通園制度と一時預かりの違い、ここが現場で少し混乱がまだ続いているところでございますけれども、本日の資料の2ページ目でも3つ目の〇のところにこども誰でも通園制度の目的として、一時預かり事業のように、「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なりという記述がございます。

資料の7ページ目の3つ目の○ですけれども、こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業と組み合わせて実施することを可能にする必要があるという記述もございます。

資料の7ページの注には、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくのかについて、試行的事業の実施を踏まえつつ、より検討が深められるべきという記述がございますけれども、少し疑義がございますのでお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、2点ほどお尋ねをいたします。

各自治体で実情に合わせて一時預かり事業を組み合わせて実施することを可能とする必要があるとは、どのように考えたらよいのかということなのですけれども、例えば上限10時間を超える要請があった場合に、10時間を超える部分については上乗せ的に一時預かりで対応してもよいという理解でしょうか。もしくは、一時預かりとは意義、目的が異なるため、あくまでも一時預かりの要件に該当する場合のみ一時預かりとして対応できるという理解でしょうか。10時間という制約の中で、利用者の求めるサービス内容に応えられるかという不安もございますので、この点を明確にアナウンスいただけると大変助かります。

2つ目ですけれども、こども誰でも通園制度は保育制度とは別の制度であって、未就園 児童の家庭支援の制度化ということは承知しておりますので、現行の支給認定制度に影響 することはないと思いますが、例えば利用者のニーズ等によって、今後、一時預かりとこ ども誰でも通園制度が一体化していくような可能性はございますでしょうかということを お尋ねさせていただきます。

最後に、資料の11ページに記載がございます親子通園制度について、こちらは意見ですけれども、親子通園はこどもにとって大変有効な取組でもありますが、こどもだけでなく保護者にとっても、家庭と異なる環境での様子や他の児童の姿に触れることで自身のお子さんの理解が深まると考えられます。よって、こどもの目線だけではなく、保護者の視点からも有効であると考えております。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

質問の回答のほうは後ほどまとめてというふうに進めさせていただきます。

それでは、続きまして、オンラインの駒崎構成員、万井構成員から順にお願いします。 駒崎構成員、お願いします。

○駒崎構成員 ありがとうございます。

画面を共有させていただきたいと思います。こちらを基にお話しさせていただきたいと 思います。

今日は5つ提言させていただきたいと思います。

その前に、親子通園の話を先ほど構成員の方がお話しくださったので、そこについて付言したいと思うのですけれども、親子通園自体はすごくいいことだと思います。実際に慣らしていったりとか、親御さんがそこで保育園と絆を結んだりということができるので、いいツールだと思うのですが、親子通園ありきで制度設計していただくのはちょっと危険かなと思います。親子通園がいい場合ももちろんあるのですけれども、親御さんによっては、こどもと距離を取らないと自分のメンタルがやられてしまうみたいな、福祉的なアプローチが必要な親御さんもいたりします。ですので、そういったときには、親子で来られないのであれば、お子さんはこちらで見ますからぜひ休んでくださいみたいな形で言ってあげられることがその親子にとっていいということもあったりするので、保育園が状況状況、お子さんお子さん、御家庭御家庭に応じてちゃんと選択できるというふうにしていただくのがいいかなと思います。本当にいろいろな御家庭があって、いろいろなお子さん、保護者の方がいると思うので、親子通園ありきというわけではなくて、ちゃんと選択できるというふうにしていただけたらいいなと思います。というわけで、本題に行きたいと思います。5つの提言です。

まず、1つ目です。対象年齢の部分、0歳6か月からとしてくださっているのですけれども、現場の受入能力を懸念してそう言ってくださっているところがあると思うのですが、ただ、繰り返しますけれども、こどもの虐待死の約半数は0歳児なのです。0歳のこどもが2週間に1人亡くなっているというのがこの国の実情なのです。そう考えると、0歳児をちゃんとお預かりできるという仕組みにしていただきたいと思うのです。少なくとも保育園が預かれるという場合、保育園がうちの園は2か月からも大丈夫ですと言った場合、それを押しとどめる、それはしないでくださいと言う理由はないはずだと思うのです。前回、こども家庭庁さんのほうから、産後ケアもあるし、一時預かりもありますしねというようなことをおっしゃっていただいたかのように思いますけれども、一時預かりも受入年齢は平均生後半年からなのです。ですから、一時預かりがあるしねというわけではない。

また、産後ケアに関しては、本人が希望するだけでは利用を認められない自治体が実は半数以上あるのです。産後ケアはどこでも使えるわけではありません。なので、半年までは産後ケアで対応しましょうということもないわけです。ですから、0歳から半年まではエアーポケットに入ってしまっている、すごく社会資源がないという状況が実はあるということを皆さんに知っていただきたいですし、こども家庭庁さんにも知っていただきたい。そうだとするならば、0歳6か月までの間で保育園側がやれますよと言った場合は、それはやれるというふうにしていただきたいと思うのです。例えば病院とかに附属した保育園、産婦人科、助産院に附属した保育園もあります。こうしたところであれば生まれたばかりの子も対応できます。そうしたところのやる気や主体性をそがないでいただけたらと思う

のです。だから、かっちり0歳6か月からでなければ駄目ですよと硬直的な制度にするのではなくて、基本、原則的に6か月からだけれども、できるところはどうぞやってくださいというふうにしていただけたらいいなと思うのです。

また、10時間の件です。先ほどの構成員の方もおっしゃっていましたけれども、10時間ではなかなか十分な保育を提供するというのは難しいです。皆さんも御案内かと思いますが、待機児童の分布はばらつきがあります。0人の鳥取県、島根県もあれば、100人以上の千葉県もあるというような状況なのです。東京都だけを見てみてもこんな感じになっています。実際、23区は今、待機児童がない区のほうが多いのです。どちらかというと東京の中で待機児童が多いのは町田とか多摩部になっているのです。市部になっています。というように、1つの自治体だけでもこれだけばらつきがあるという状況なのです。だから、それを一律10時間というのはさすがに無理があるという部分がございます。

ですので、自治体ごとにある程度、うちは待機児童が全然いないから上乗せしようかということができるというふうにしないと、現実にそぐわない制度になってしまう。ナショナルミニマムとして10時間というのはいいと思います。けれども、うちは空いているところも多いのでというふうに上乗せできる、そこは妨げないよという制度にしていただきたい。これは保育料の加算とかもそうです。ですので、そういったことを地域ごとにしっかりとできるというふうにしていただきたいと思います。

また、補助金の件なのですが、キャンセル時のキャンセル料の部分をしっかり見ていただくというのは大事かなと思っています。実際に児童発達支援事業とか放課後等デイサービスという障害児のほうの仕組みだと、1回来ると幾らという仕組みなので、今日はちょっとこどもが熱を出してしまって行けないのですとかとなると、丸々穴が開いてしまうということになってしまうのです。なので、放デイの実施事業者、これは厚労省の調査報告書ですけれども、報酬が安定しないことから事業者が躊躇するとか、通所が不安定な利用者の受入れが厳しいということで、ちょっと病気がちな子とかは預かれないみたいなふうになってしまう。そうするとその子の健康状態とかで差が出てしまうという状況になってしまうのです。欠席が増え、直接支援に影響が出るため苦しい。職員の人数、人員確保の観点からも厳しいというような声がすごくあるわけなのです。なので、このこども誰でも通園制度、保育園、幼稚園、そうした事業者が快く事業ができるためにも、キャンセル時も、人は置いているわけですから、ちゃんと費用を見てもらえるという制度にしていただきたいと思います。そうでなければ事業者の方々は本当に苦しくなってしまいます。

また、地域型保育の中で居宅訪問型保育だけがのけものになっている、対象除外されているという状況があります。これはさすがにバグではないかなと思っております。

理由として、以下の3点が挙げられていたかと思っています。「同年代のこどもとの触れ合いを通じて成長する」という制度の意義があるので、居宅訪問型は同年代のこどもと触れ合わないですよねという御意見、居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった別の事業でカバーできるのではないですかというような御意見、一時預かり事業の中で実

施が可能ですという御意見、これらをこども家庭庁さんからいただいたかと思います。

しかし、これらは理由になっていないと我々は考えています。なぜかといいますと、同年代のこどもと触れ合わないではないですかというような話に関しては実態と違いまして、居宅訪問型保育事業、我々はやっているのですが、重い障害のある子の家に行って、その後、地域の公園に出かけたりだとか、あるいは地域の保育園で交流保育をしたりします。こういうものを交流保育という言い方をします。健常児の保育園のこどもたちと交流したりということは既にしているのです。ですから、家に閉じ籠もりきりなのではなくて、その地域の人たちと触れ合うということは常にしているわけです。ですので、ちゃんと趣旨に合うと思います。

居宅訪問型児童発達支援事業や障害児介護があるではないかという話なのですけれども、趣旨が違います。児童発達支援事業というのは療育なのです。トレーニングです。居宅介護というのは親の負担軽減です。このこども誰でも通園制度は、こどもの育ちに寄り添うのだという制度ですね。趣旨が違うので、これでいいではないかと言うと、自分たちの存在意義を否定することになると思います。

一時預かり事業でできますよねということなのですけれども、これはこども家庭庁さんが一番御存じだと思います。一時預かり事業の中の居宅訪問型一時預かりは、ほとんど使われていないのです。全国で2か所ぐらいしかやっていないのです。だから、それがあるではないかというのは、いや、ほとんどないですということが言えるかと思います。

よってもって、医療的ケア児や重度の障害児を中心にお預かりする居宅訪問型保育だけを地域型保育から抜いて対象外にするというのは、あまりにも障害児、重い障害のある子、通園ができない子たちに対して厳しい対応ではないかと。それは合理的配慮に基づくのでしょうかということを申し上げたいと思います。

そして、高リスク家庭の預かりに関してです。高リスク家庭、不利な家庭の子たちもお 預かりするということになってきます。養育不全家庭、要保護家庭、要支援家庭、どんど ん来ると思います。そうしたときに、事業者に対する追加補助は未定ということです。こ れは高リスク家庭の受入れがなかなか進まなくなってしまうことを懸念しています。障害 のある子が来たら追加で人員が必要ですし、親御さんが精神疾患だったりすると対応が難 しいので専門家の支援が必要になってきます。そうしたことをちゃんと見られる補助の仕 組みでないといけないと思っています。

京都大学の柴田悠先生はこうおっしゃっています。特に社会経済的な不利家庭出身では、 $1\sim 2$ 歳児に保育に通うと将来の学歴・雇用・所得・人間関係の不利も減る傾向が示唆されたということのエビデンスを提示されていらっしゃいます。出身家庭に起因する将来の有利・不利の格差が保育によって軽減されるのだと言っています。総じて見れば、 $0\sim 2$ 歳児保育はとりわけ不利家庭のこどもにとって虐待予防や発達促進に有効だろうとおっしゃっているのです。不利家庭のこどもが $0\sim 2$ 歳児のときに保育園に通園することによって、将来の学歴や雇用や所得まで改善される。これは保育園の存在意義のすばらしさ、そ

して、このこども誰でも通園制度のすばらしさを示唆しているのではないでしょうか。そのエビデンスが出てきているということです。だから、なおのこと不利な厳しい状況の家庭こそ、このこども誰でも通園制度で包摂していく必要があるのではないでしょうか。そのためにも、不利な家庭の子が来たときにしっかりと補助が加算されるという仕組みが必要です。

今、東京都ではそういった制度を既に実現しています。東京都保育サービス推進事業補助金というものがあって、育児困難家庭への支援、育児困難家庭の児童を受け入れて、児相や子家センと連携してお預かりした場合、月3万円加算しますよということをしています。月3万円、当然十分ではないのですけれども、しかし、これがあることによって頑張ろうという形になっているわけです。東京都でやれているのでしたら、国でやれないはずがありません。こうしたことを国のほうでも制度設計していただけたらと思っております。事業者へケアニーズに応じた追加補助というものをしていただけたらなと思います。

以上5点、ぜひ制度設計に組み入れていただけたらと思っております。どうぞよろしく お願いいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、オンラインの万井構成員、その後、小野構成員、お願いしたい と思います。よろしくお願いします。

○万井構成員 高槻市の万井でございます。

私のほうからは、今回、意見書の資料を出しているのですけれども、会議に参加していましてだんだん見えてきたことがありまして、基本的には満3歳以上については私学助成制度の幼稚園という選択肢もある。そこには働いている家庭の方も働いていない家庭の方も行くことができる。しかしながら、満3歳未満になると保育制度しかないということで、その保育制度の中でも待機児童で保育所に通われていない方がおられるとかというふうなことになって、いわゆる新たな0~2歳までの通園制度、保育の新しい形の事業を立ち上げようとしているということで、それのモデル事業、今年度、令和5年度については保育所等の空き定員を使った定期的な預かり事業をやり、来年度についてはこども誰でも通園制度の本格実施を見据えたモデル事業をやろうということで、今日の資料の中にありますように、制度設計についてはここで議論しているのではなしに、子ども・子育て支援等分科会で議論がなされるということなので、そこで議論していただきたい。

我々は自治体の立場ですので、今、各種給付制度があるのですけれども、一応今の段階では保育の必要性、縦の列にありとなしと割って考えているのですけれども、子ども・子育て支援新制度の教育保育給付については、保育の必要性のない方については満3歳以上、1号認定という認定数をした上で給付される。それから、教育保育の無償化に伴って新たに新設された施設等利用給付ということで、満3歳以上については新1号認定をもらった上で、いわゆる施設に代理給付してもらった給付制度が創設された。

今度新たにこども誰でも通園制度ということで、保育の必要性のない方、ある方も下に

書かせていただくのですけれども、0歳6か月から2歳までについて新たな給付をしていく、いわゆる認定をしていったということになるのですが、保育の必要性ありのところで、いわゆる保育所に0歳から入られている方については3号認定をもらった上で、満3歳で自動的に2号認定に変更されて給付がずっと続いていくという枠組みになるのですけれども、同じように施設等利用給付の中で、幼稚園の預かり保育であったりとか、認こ園の預かり保育事業であったり、認可外の保育であったり、一時預かり事業であったり、病児保育、ファミサポについても、今、新3号認定で非課税世帯のみについては国の制度で給付されているわけなのですが、保育の必要性ありの方についても、保育所等に入られていない方については、こども誰でも通園制度の給付対象になるということで、0歳6か月から2歳までということになるのですけれども、満3歳未満までという想定になるのですが、いわゆる満3歳から、特に私学助成幼稚園については満3クラスといって2歳クラス、3歳になれば幼稚園にそのまま上がれるというようなところがあるのですけれども、そこの部分は、新たなこども誰でも通園制度の給付のところではカバーしないということが起こるのか。

それから、新3号認定とこども誰でも通園制度のダブル給付というか、新3号での給付をもらいながらも誰でも通園制度の給付ももらうという重複認定をした上で給付が行われるのかなという整理は、今後、違う分科会においてきちんと整理していただきたいなと。もし二重給付が成立する場合については、途中で保育園に入られたりとか、途中で市町村を引っ越された場合とか、いろいろなことが起こると思うのですけれども、自治体としてはモデル事業を来年度から実施するに当たって、この辺をある程度明確にしていっていただきたいなという思いで、この整理図を出させていただきました。

次のページなのですけれども、自治体が来年しなければならないことを提示していただきたいというか要望なのですけれども、導入に際して予定している自治体に求める必要な作業の提示、何をしたらいいのか。それから、導入に向けたスケジュール、法令の改正であったり、予算であったり、どんな準備が必要なのかというのが、今後、実際にモデル事業をやっていくに当たって、こういうことも並行して自治体に説明があるべきかなと思っています。

それから、来年度モデル事業を実施するに当たって、今現在検討されている新たな給付の認定とか、事業者の指定が必要になるのかとか、未就園児の定期預かりモデル事業を今、補助金で実施しているわけなのですけれども、このモデル事業を改定する形で10時間という上限を決めてやろうと考えておられるのかどうかというのが知りたいところです。

我々高槻市の双葉幼稚園、いわゆる幼稚園型の認定こども園をやっているところの1号認定枠の空きを使いながら今、やっているのですけれども、週1回3時間、毎週1日定期的な預かり事業としてやっているのですが、そうすると月10時間を超える時間分について、 3×4 で12時間やっていることになるのですが、何らかの経過措置があるのか、あるいは予算を決めるに当たって、10時間分を何に充てるかだけで恐らく各自治体の補助上限を決

められることになっているので、今、高槻市は一時預かり事業をやっているので、一時預 かり事業と組合せができるのかどうか。

それから、今回前倒しして実施に向けてやれることを可能にすると今回の国会で出ているのですけれども、来年度事業について、補正予算の本省繰越しによって自治体は次年度の対応が想定されるのですが、そういう意味合いなのかどうかという確認を取りたい。

最終的に欠かせませんのが、試行的な事業については予定されているシステム構築の前の導入となるので、自治体が事業者、利用者、どんなスキームで利用実績確認、給付申請を行っていくのかという枠組みが分からないと、今、提示された本格的な実施に向けて、制度設計は別のところでやられていると思うのですけれども、今回のモデル事業の中でも、こういう枠組みを入れていく必要性があるのかないのかというのが最終的に議論していかなければいけないところではないかなと思います。意見という形で言わせてもらいます。

また後で御回答いただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。 〇秋田座長 ありがとうございます。

それでは、今度は対面のほうで小野構成員、尾木構成員、山内構成員に順に行った後、 またオンラインで挙手いただいている方にお願いしたいと思います。

それでは、小野構成員、お願いいたします。

○小野構成員 福岡市役所こども未来局運営支援課保育機能強化推進担当課長、小野でございます。

私からは、今年度実施しています福岡市のモデル事業の状況について紹介させていただきたいと思いまして、資料を提出しております。参考資料1の構成員提出資料の17ページから説明したいと思います。

福岡市におきましては、今年度、3施設で8月1日からモデル事業を開始したところで ございます。

3の実施内容でございますが、実施日は月曜日から土曜日、時間は7時から18時までの範囲で8時間、利用定員は10人以上、うち0歳児2人、1歳児4人、2歳児4人は必須、利用料金は1日1,000円と設定しているところでございます。なお、0歳児につきましては、福岡市では生後6か月ではなくて3か月からのこどもを対象といたしております。

資料の18ページに移ります。実施施設の位置図を記載しております。市内の認可保育所 3施設で事業を開始しております。実施形態につきましては、一般型2施設、余裕活用型 1施設となっております。

次のページをお願いいたします。

1、利用申込者数ですが、3施設合計で390人の申込みとなっております。うち、0歳児が181名、1歳児が173名となっております。

2の利用者決定方法でございますが、要支援家庭、独り親家庭、障害児、生活保護世帯、 在園児の兄弟姉妹または兄弟姉妹で同時利用希望に加えて、福岡市独自で保護者または兄 弟姉妹が障害を有する場合の家庭を優先的に利用できるように調整を行いまして、残りの 枠を先着順ではなくて抽選で利用者を決定しております。

その結果、3、利用決定人数でございますが、122名の方が利用となっていまして、200 名以上の方が申し訳ないことにキャンセル待ちという形となっております。

20ページでございます。事業の成果を紹介させていただきます。

まず、保護者の負担軽減として、自分の時間を持つことができたことで、心身の余裕や 子育てのゆとりが生まれた。保育士からの声かけ等によって、頼れる場所ができたと感じ た。保育士からの助言によって、家庭保育の参考になったなど、事業を歓迎する意見を多 くいただいております。

この事業の目的の一つでもあるこどもの成長、育ちとして、新しいことへ挑戦する機会が生まれた、年の近い友達ができた、こどもの言葉が増えた、他者への興味が生まれた、 給食を食べることで食への興味が増え、偏食が減った。いろいろなものを食べるようになったなどの意見をいただいております。

保育士の意見として、こどもの成長に触れて、地域の子育て支援に関わっている実感があり、やりがいを感じたという意見をいただいております。

一方、次のページでございます。

モデル事業で実施する中で見えた課題といたしまして、まずは保護者ニーズを踏まえた施設をしっかり確保する必要があることが挙げられます。福岡市においては、事業初年度にもかかわらず、利用決定者の3倍もの申込みとなっております。この事業が浸透するにつれ、ますます利用を希望する方が増えるものと考えております。そのニーズにしっかり応えられるよう、実施施設を増やす必要があるかなと考えております。

また、利用料金について、現行の通常保育や一時預かり事業との整合性を図る必要があると考えております。また、お迎え時間に遅れる保護者や当日のキャンセルの利用者が一定数いたため、その対応について検討が必要であると考えております。

次に、保育士の負担として、やりがいを感じるという意見もありましたが、やはり通常 保育に比べて負担が増えたという意見が挙がっております。

最後にその他といたしまして、障害児を受け入れる場合、保育士の充実であったりとか、 要支援家庭における個人情報の取扱いについて検討が必要であると考えております。

最後に22ページでございます。僭越ではございますが、今年度、モデル事業を実施した 自治体としての提言をさせていただきたいと思います。

まずは利用者ニーズを踏まえた施設数の確保です。今年度、福岡市は、繰り返しになりますけれども、3割程度の人しか利用ができていないという結果になっています。この事業は、保護者の負担軽減に加えて、こどもの成長、育ちという観点からも非常に有意義な事業であることが確認できておりますので、利用者ニーズに応えるため、特に申込者が多くなると思われます0歳児、1歳児を受け入れるための環境整備が必要であると考えております。そのためには、将来的に各自治体が実施するための国庫補助額の確保であったりとか、多様な事業者が参入しやすい制度とすることが必要であると考えております。

次に、利用時間においては、既に皆様からも同様な意見が上がっておりますが、モデル事業を実施した自治体といたしましても、月10時間の上限では少ないと考えております。 今年度、モデル事業においては、こどもの育ちの応援という観点からも、給食や異年齢児交流の体験が非常に有効であるということが確認できておりますので、保護者の負担軽減のためにも、利用時間は十分確保する必要があると考えております。

私からは以上になります。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、続きまして、尾木構成員、お願いします。
- ○尾木構成員 ありがとうございます。尾木でございます。

資料を提出しています。12ページにございますので、そちらを御覧ください。

保育者にとっての制度の意義、研修の必要性ということで、本日の資料の4ページの注書きのところに研修のことが書かれておりましたので、まずそれに関連して意見を申し上げたいと思います。

ここの中に子育て支援員研修のことが書かれていたのですが、少し構成を御説明したいと思います。基本研修と地域保育コースの専門研修、その専門研修の中に共通科目と一時預かり事業の選択科目があります。保育士資格がない方は全ての研修の受講が必要、保育士の方でも最近保育には携わっていない方は、基本研修は免除になりますけれども、専門研修、共通科目から受講することも可能です。この子育て支援研修が始まったときに、一時預かり事業の研修ができたということで、この研修が創設された当初は、実際に一時預かり事業に従事されている方、資格をお持ちの方も皆さん参加するというような状況にありました。選択科目の部分は6科目となっていますが、そのうち4科目が最低限必要かと思っていますけれども、一時預かり事業の部分をこども誰でも通園制度の仕組みに置き換えて、このような内容、保育内容や保護者対応といった科目に追加してつくるということだと思いますが、今、全国的にもこの研修は実施されていますので、それが一番スムーズに研修の体制ができるのではないかと思っています。

それから、この研修の特徴として見学実習という仕組みを組み入れています。ですので、 実際にこういった事業を実施しているところに見学に行くであるとか、あるいは見学に代 わって視聴覚教材等を用意した講義などを行うことも考えられます。この研修はあくまで も入り口の研修として位置づけ、さらに専門性を向上させるために、運営者向けであると か、あるいは現役保育者向けの研修も組み立てていく必要があると考えております。

2点目として、試行的事業実施の留意事項というところで、試行的事業の全体像というところですが、利用可能時間を月10時間と設定することについて、より長い時間が必要だという御意見もいろいろありますけれども、これは利用を希望する者だけが利用するという制度ではなく、6か月から2歳まで全てのこどもに保障する通園制度であるということを考えると、まずは全てのこどもが利用できる仕組みとすることが最優先事項であると考えています。申込みをしようとしても、定員が埋まっていて利用ができないというような

ことがないようにすることがまず先行されるべきと考えています。

利用料金について、保護者負担の考え方として、全国統一とするのか、あるいは自治体 単位で統一されるのか等のお考えはまだお聞きしていなかったと思いますので、その辺も 確認させていただけたらと思っています。

減免が必要な家庭もあるというような話題は出ましたが、例えば上乗せ徴収というようなことについてどのように規定されるか。例えば定員に空きがあっても、上乗せ徴収があるために利用することが難しいという家庭が出るようなことも考えられ、そういったことに関しても一定の規定が必要ではないかと考えています。

多胎児、きょうだい児、それから障害のあるこども等の状況により、通園が困難であるという家庭は結構あるのではないかと思います。そういった家庭に対して、通園支援というようなこと、例えばそういったことをどのように構築するかということも検討課題の一つではないかと思っています。

最後に人員配置についてですが、一時預かり事業の配置基準と同様とするということは 基本的に賛成ではありますけれども、実際に制度導入時には利用に慣れていないこどもが 多く見込まれます。ですから、その場合に個別に対応することが必要になることも多いと 考えられますので、特に保育者の最初の対応がこどものその後の慣れやその後の過ごし方 に影響を及ぼすことも考慮し、とりわけ導入時期には手厚い人員配置が必要になるという ことについても検討していただきたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、山内構成員、その後、オンラインで菊地構成員、中田代理、小川代理、堀構成員、水嶋構成員と参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

山内構成員、お願いいたします。

○山内構成員 ありがとうございます。松戸市保育課長、山内でございます。

私のほうからは、この検討会はこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的実施の在り方の検討会ということだと考えておりますので、ある程度課題はありつつも、試行的事業を通じて、検証を通じて本格実施につなげていくといった部分もあるのではないかと考えています。月10時間の問題であるとか、様々御意見が出ている部分については私も前2回で御意見をしておりますので、今日は違った視点で1つの意見と1つの提案をさせていただければと考えております。よろしくお願いします。

まず、1つ目の意見なのですが、現在、松戸市も手を挙げてやっている保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業でございます。今年度、本市を含め31自治体でこのモデル事業に積極的に手を挙げて、いち早く取り組む自治体というのはかなり大きなエネルギーを持ってやっていると考えております。これは自分たちの市の効果を検証するとともに、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施であるとか、その先にあります本格実施を見据えた制度設計を進めていく上でも重要な役割を

担うという使命感を持ってやらせていただいていると思っております。

さきの報道などでは、31自治体を100自治体以上に今度、制度の試行的事業では増やしていくといったことが聞こえている中で、現在のモデル事業が各自治体によって受入れの基準とか預かり時間といったものがいろいろ異なっているという現状があると考えております。実際に本市のモデル事業の実施では、市民の方には大きく広報せずに、必要な方にしっかりと支援が届くようアンケートを実施しまして、利用者の意向を把握した上で、ターゲットを絞って実施しているところでございます。これはこどもの育ちを支援していくといった時点で、実際には預かり時間も現状月10時間を超えているお子さんが多くございます。今年度中の前倒しが想定されている試行的事業の中では、公募要領といったものもそろそろ整理されつつあるのかなと考えておりますが、今回の試行的事業が仮に月10時間の預かり時間や、全ての保護者に対して広く周知を行い、一定の権利性を持って誰でも使えるといったことが要件になるとすれば、本市においても現在やっているモデル事業を例えば大きく変更して実施するか、もしくは、この事業とは別に新たに試行的事業に手を挙げていくといったことが想定されると考えております。

国の現在やっているモデル事業の国からの支援の方向によっては、未就園児の御家庭への継続的な支援のため、市で単独で実施せざるを得ないといったことも懸念されるところでございます。現在の31自治体、やっている自治体の中では、モデル事業を大きく変化せざるを得ないといったことなど、様々な理由で手を挙げにくいといったことも想定されるのではないかと考えております。

そのため、既存のモデル事業の国の支援の方向がどうなるか、全くなくなってしまうのか、ぜひ積極的に手を挙げた31自治体のモデル事業が上手に引き継がれる、もしくは着地できるように特段の御配慮をいただきたいと思っております。この辺は先ほど高槻市の万井構成員が言った部分と重なることになりますが、よろしくお願いいたします。

もう一つは御提案の部分になります。これはちょっと視点を変えて、小規模保育施設の 財産処分の緩和についての提案ということでさせていただきたいと思っています。

本市においても、小規模保育事業は今、118施設やっておるのですが、都市部においては特機児童対策の中で大きな土地を確保することがなかなか難しく、小規模保育施設を整備することで待機児童の解消につなげている自治体も多いかなと思います。松戸市でも約118施設、約2,000人の定員がございます。現在、国の子ども・子育て支援等分科会において、3歳以上の受入れについて議論されていると認識しておりますが、小規模保育施設は原則 $0\sim2$ 歳児が対象でございまして、こども誰でも通園制度の対象年齢と同じだと考えております。

また、施設の保育者は乳児保育の専門性も非常に高く、家庭的な雰囲気での保育や保育士とお子さん、また御家庭とすごく近い関係が築きやすいといった良質な成育環境も整っていると考えております。こども誰でも通園制度は、全国どの自治体でも共通で実施していくというコンセプトの中で、小規模保育事業は都市部での導入事例も多いため、待機児

童を抱えている都市部においては、小規模保育施設の活用が一つ鍵になるのではないかと 考えております。

その中で現在、小規模保育施設の整備費補助金の財産処分においては、ちょっと違うのですが、閉園においては10年間、設備費を含めますと15年間は補助金を返還しないと閉園ができない状態があることや、また、一部転用においても放課後児童クラブや一時預かり施設などの限定的な用途でないと補助金の返還が生じると認識しております。一部転用にこのこども誰でも通園制度を適用していただくとともに、例えばこども誰でも通園制度への全部転用においても、補助金の返還がなく一定程度経営が担保されるといった仕組みが整えば、この事業の進捗に対して大きく追い風になるのではないかと考えているところがありますので、ぜひ御検討いただければと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

- ○秋田座長 ありがとうございます。
 - それでは、続きまして、オンラインの菊地構成員、お願いいたします。
- ○菊地構成員 よろしくお願いします。

私のほうで画面共有させていただきます。ありがとうございます。

私のほうからは、社労士という立場で職員さんのほうに焦点を当ててお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こども誰でも通園制度、非常に意義ある事業なのですけれども、担い手たる現場の保育者の不安がいまだに大きい状況ということで、コドモンさんが実施したアンケートを許可を得て掲載しておりますけれども、人手不足であったりとか、配置基準への不安というものが挙げられております。

前回の私の資料の中でも、保育者のストレス状況の客観的把握の強化であったりとか、 専門家連携ということを御提案させていただきましたけれども、さらにこちらのアンケー ト等も踏まえて深掘りして御提案をしていきたいと思っております。

私のほうでは、中間的な取りまとめの中でも保育者にとっての意義、それから保護者にとっての意義ということが書かれていますけれども、もうちょっと補足したほうがいいのではないかということで、保育者にとっての意義については5点、人材不足への対応、前回に引き続き客観的なストレス把握について、配置基準の再検討、処遇改善というものに関しても考えていきたいということです。それから、保護者にとっての意義ということをお伝えしていきます。

まずは、保育者にとっての制度の意義ということが今回書かれておりますけれども、いるいろ書かれていて、ポジティブな書きぶりでもあるのですが、どうしてもこども誰でも通園制度で保育者の方たちの意見などを聞いていると、私たちは働いている親の代わりに保育をする人、そんなのやっていられないよというような声が多くあるなと感じています。でも、今回のこども誰でも通園制度の意義はもっと違うところにあるのかなと思いますし、保育者の専門性というものが改めて認知される大きな転換点だと思っています。全ての乳

幼児の育ちにとって、保育者による関わりが有意義に働いていくのだよと。親の就労にかかわらず保育者というものが必要なのだということを改めてはっきり定義して、保育の社会的価値と保育者のやりがい双方を高めていくべきではないかと考えます。

ただ、やりがいということは非常に大切なことではあるのですけれども、今までやりがいというものに押し潰されて、保育者の方も疲弊してきたのではないかなと思います。働きやすさと働きがいというものを高めていくことが必要ということを考えると、今までの保育園、マトリックスで言うと右下の働きがいがあるのだけれども働きにくいという状態であったと思います。ここを働きやすさというものも加えていって、保育の質を高めていくということも必要ではないかなということで、先ほど述べた5点を提案していきたいと思います。

まず、人材不足への対応、こんなに人手が不足しているのにさらにというような声もあると思いますので、潜在保育士のキャリア再構築ということをまず御提案したいと思います。私も一時預かりをやっていますけれども、潜在保育士の方からの応募、働きたいという方がすごく多いのです。自分自身も出産・育児を通していろいろなことを感じてきた。だから、同じようにお母さんたちを助けたいのだと。それから、こどもと関わっていきたいということで応募してくれています。勤務時間等を考えてみても、すごく働きやすい時間帯だなということもあります。キャリアブランクではなく、自らの育児経験を通して新たなスキルを身につけた期間ということを潜在保育士の方たちにも改めて認知をした上で、この方たちの活躍を見越していけるとよいかなと思います。

どうしても潜在保育士が普通の現場に戻っていくと、ブランクから補助者から始めていくとか、第一線に立つということに対する怖さもあると思うのですけれども、新たなキャリアを担っているのだよということを位置づけるといいと思います。

一方で、一番下の下線にあるように、経験に頼るだけでは足りない部分もあるので、研 修受講というものは積極的に促していくことが必要だと思います。

客観的なストレス把握、前回もデータを共有させていただきました。労働安全衛生法上のストレスチェックは原則非開示なのです。メンタル不調を把握するという位置づけにもなっているので、これは皆さんで開示し合うということができません。ただ、この分析結果なのですけれども、私も実証実験をやってみて、自分たちで開示し合って、何でここは赤くてすごくストレスが高い時間帯があったのだろうかとか、なぜここは青でリラックスして楽しい状態になっているのだろうかと自分の感情をみんなで振り返ってみると、今日はこの時間は比較的慣れている子が多かったねということが分かったりとか、お昼の時間帯で初めてで午睡ができず、ずっと泣いていたこどもの対応をしていたとか、初めての場所で排尿もできず、おむつが何時間も全く濡れないということに対して、本当にかわいそうだなと不安を思っているというような時間があったよということを、保護者とも共有しようかとか、それからお迎えの時間、どうしても一時預かりになってくると午前の利用とかで、お昼を食べてから帰るというような子も増えてくると思うのです。そうすると、食

事の介助があって、その間にお便り帳も書いて、そして保護者対応して、送迎のときにいるいろな報告もするとなると、そこが重なってくるとものすごくストレスも被ってくるのではないかなと感じますので、それをどうするということも、この表を見ながらちょっとずらしてもらおうかとか、そういったこともみんなで考えることができるようになっています。

それから、お散歩の緊張感であったりとか、お散歩であっても、緑の豊かなところに行ったけれどもすごくストレスを感じていたねということをみんなで共有し合うという意味でも、非常に有益なデータとなりました。

ということで、自分たちの感情の状態、ストレスの状態を時間ごとに検証しながら、みんなで保育をよくしていくというツールとしては非常に有意義だったと感じます。

そして、配置基準です。構成員の方からも御意見がありました。一時預かり事業と配置 基準を同様とするとありますけれども、やはりちょっと難しいのではないかなと思ってお ります。根拠として、今、私がやっている横浜の乳幼児一時預かり事業に関しては、全て の年齢の子たちに対して3対1という基準なのです。それでも先ほどのように送迎時の情 報に関しては、通常の保育の3倍以上の時間をかけて情報共有しますし、さっきのように 短時間利用だと、給食前後の慌ただしい時間帯にお迎えが重なるとか、新規の登録面談と いうものを毎日のように行っているので、それはいろいろなお悩みも聞きますし、時間も かかります。日々登園する子が異なると、明日来る子のロッカーの準備、靴箱の準備とか、 いろいろなものを整えなければいけないので、翌日の準備にも時間がかかったりします。 やはり何らかの配置を手厚くする必要があるのではないかと考えます。

提案としては、人員配置を手厚くする。でも、保育士は足りないではないかということで、補助者、子育て支援員、先ほど研修についても御説明いただきましたけれども、研修を受けた子育て支援員による補助者加配に加算をつけていただくということで実現可能となるのではないかと考えます。

それから、人員の専従規定の緩和ということで、どういう事業になるかというところも確認しなければいけないのですけれども、施設型給付の人員配置と一緒にやる場合には、それぞれの配置基準で満たしていく必要があると思うのですが、余裕活用とかで一緒にするのであれば、インクルーシブ保育でも緩和されていますけれども、人員の専従規定の緩和も検討されてもよいのではないかなと感じます。

それから、キャリアの多様性、処遇改善等加算なのですけれども、前回も少しお伝えしましたが、一時預かり事業、地域子ども・子育て支援事業等に関しては、これまでの処遇改善等加算Iで言う経験年数の通算というカウントに関しては、こういった事業での経験値というものは年数としてカウントされるのですけれども、ただ、ここで実際に働いている方たちが処遇改善等加算の対象にはならないというような不都合が生じているのではないかなと感じています。保育の多機能化が図られていくのであれば、様々な場所で様々なキャリアを積んでいく保育者の方たちに対しての処遇改善というものは均等に行われてい

くべきだと思いますし、こども誰でも通園制度に関しても必要なキャリアなのだということで、待遇を保障すべきだと考えます。

そしてもう一つ、多様なキャリアということで、様々な働き方が生まれています。正職員、限定正職員、短時間制職員、職務同一パートとか、本当に柔軟なキャリアパスというものがつくられていっているので、そういったものに対してまだ認知が少なく、保育者の方たちが働きづらい状況、離職に追いやられてしまったりということが行われているので、各施設の組織づくりをもっと支援する体制を構築してほしいなと感じます。先ほどの処遇改善もそうです。

一番下、保育者にとって誰でも通園制度は、高度なスキルを持ち合わせた上でこどもの 健やかな育ちに寄与するものであるという専門職としての誇りを持ち合わせてもらう上で も、処遇改善等加算や研修受講推奨は強く推し進めるべきだと考えます。

そして、事業者の体制に応じた受入れということで、規模や職員体制にも留意すべきではないかということを一つ申し添えたいと思います。医療的ケア児や障害児のお子様も受け入れていくということは絶対に大切だと思います。一方で、開始時点から全事業者に対して同じ基準であったりとか、みんな受け入れていきましょうねということをあまり言い過ぎてしまうとハードルにもなってしまうのではないかなとも感じているところです。本当にそういったこどもたちを排除しようということは一切考えておりませんし、その子たちも受け入れていく体制を整えていきたいと思ってはいるのですけれども、園児の安全と職員の安心、信頼関係の構築を優先していくと、徐々にとか、開始時点はこういう子たちを受け入れますということを明確に誠実に情報開示をするということを推奨していきながら、研修を積極的に受講していって、徐々に徐々に受入体制を拡大していくとよいのではないかなと感じております。

最後に、保護者にとっての制度の意義というところで、少子化対策ということが今、うたわれていますけれども、若い子たちの意見を聞いても、子育てはすごく大変だよね。だからこどもを産みたくないというような声が聞かれます。子育てへのネガティブなメッセージに焦点を当て過ぎてしまうと、若者たちに対する影響もありますので、もうちょっとポジティブ、前向きなメッセージを送ってほしいなと思います。この取りまとめに関しても、負担軽減というところはもちろんすごく大事だと思うのですけれども、保育所保育指針にもあるように、保護者と共に喜び合うとか、そういった視点、専門的な理解を持つ人とこどもの育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさを実感できるようになるというところがすごく重要になってくるのではないかなと思います。

まだ御発表されていないと思うのですけれども、事前に皆様の資料を拝見していて、栃木市さんの資料を拝見したのですけれども、こどもが家庭から保育園、社会に出ていくためのグラデーションという表現を使われています。後で発表されるので控えますけれども、非常に大切だと思うのですが、徐々に徐々にこどもたちが社会に出ていく、それを共に喜び合うというような、そういったものが加えていけると非常にポジティブなメッセージに

なるのではないかなと思っております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、続きまして、中田代理、お願いいたします。
- ○中田代理 全国認定こども園協会事務局長の中田でございます。

本日は、王寺が所用のため欠席でございますので、代理にて発言させていただきます。 意見書につきましては、参考資料1、5ページ以降に示しておりますので、御確認をお 願いいたします。

まず、この制度が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件にかかわらず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること及びこどもの良質な成育環境を整備することを目的として推進されることに、強く賛同しております。その上で、この制度が「こどもが権利の主体」の制度となることをもう一度確認していただいた上で、「こども基本法及びこどもの権利条約」を基にした考えやこれまでの検討会での議論を反映された上で、制度設計がなされることを要望いたします。試行的実施事業段階からも、こどもが誰でも安心して通園できる制度となることを強く願っております。

1といたしまして、この制度を実施するに当たり、まずは「こどもの権利」であることを念頭に置いて、こどもの意見を聴くという点に配慮していただきたいと思っております。これは試行的実施段階からこどもの声を聴くということに配慮していただいて、本制度設計にしっかりとした目標を持ち、計画性を打ち出していただきたいということでございます。

また、制度の計画に当たりまず考えなければいけないのは、こどもにとってどうかという視点であります。もちろん保護者の方々がほっとできる環境を提供するためという側面、ポピュレーションアプローチでありながらハイリスクアプローチであることを含めた家庭支援という側面もございますけれども、こどもの視点で考え、こどもの心情に配慮する必要があるということをお伝えいたします。

そのためにということでもございますけれども、この制度単体で考えるのではなく、一人のこどもに産前産後から一貫して関わることができる仕組みを構築すべきではないかということでございます。例えば実施園と親子と行政機関との関わりを持てるような、乳児家庭全戸訪問事業や伴走型支援事業とマイ保育園・こども園制度というような事業を結びつけて実施することで、こどもにとって切れ目のない安心できる環境になっていくのではないかと考えております。

2といたしまして、現在、構成員の王寺が佐賀県にて空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実際に取り組んでおりますけれども、保育者にとってかなりの負担と保育者自身の十分なスキルが必要だと感じています。毎日通園するこどもでさえ、保育者は愛着形成を培うのに時間がかかりますが、そうではない場合はもっと時間がかかります。家庭の状況などを保育者が把握するのにも時間がかかってまいります。また、対

応する保育者には、0~2歳にかけての発達段階や乳幼児心理、基本的生活習慣についての熟知が求められることを考えると、数時間の研修のみで誰もが担当できることであるかということに対して、少し不安がございます。制度実施以降も継続して学びが続けられる環境設定も併せて必要ではないかと考えております。

あわせて、現時点では受入れを行う施設に対しての必要な要件が示されておりませんけれども、乳幼児を受け入れるに足りる施設の要件と、乳幼児を受け入れるための施設側の受入体制を確保できなければ、最悪な事態を招かないとも限りません。また、この制度でも当然、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に記されている「生命の保持と情緒の安定」という部分で保証できる教育・保育内容と環境の設定が必要であると考えております。

3といたしまして、実施園の全ての職員がこの制度の理念を共有し、共有体制を整えなければ、在園児にも影響を及ぼすことも考えられ、この制度実施に当たっては、必ず担当職員の配置が前提であると同時に、保育者だけでなく、他の専門職などのチームづくりが実際的にできるような人員配置、多職種の連携も含めてでございますけれども、それと人件費の保障が必要であるということでございます。

4といたしまして、親子で登園し、親子で学べるなど段階を追っていくことによって、 子育て支援を手軽にしていただけるような制度づくり、それを広く社会に周知すべきだと いうことでございます。その中では、保育コンシェルジュや保育ソーシャルワーカーとい うような人材を増員し、巡回支援できるような仕組みも検討いただきたいと思います。

ここからは抜粋してお話しさせていただきます。

頂きました資料、3ページの「3. 保護者にとっての意義」でございますけれども、「〇 保護者にとっても」の部分でございますが、ちょっと飛ばしまして、専門的な理解を持つ人との関わりによりという後に、「こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができることにより」というような下線部分を追記いただけたらどうかということを提案いたします。

- 「4. 現行の各制度と比較した場合の意義」というところで、3ページの○で①給付制度にすることで一定の権利性が生じることということは、反面で、それだけの供給を行うということになるのではないかと思います。現在の制度設計では、施設拡充には言及がございませんけれども、今後どのようにこの制度によって令和3年度時点で全体の約60%、146万人の未就園児がいるという状態の中でどう受け入れていくのか、それをどう予定するのか、必要な拡充をどうしていくのかということ、何年後にどういうバランスを取っていくのかということも中期的な目標があれば教えていただきたいと思います。
- 「5. 保育者にとっての制度の意義」について、4ページ目でございますけれども、これは意見でございますが、記載いただいていることについてはごもっともでございますけれども、制度導入による保育業務の負担増加という視点がございます。これは異議ではないので記載がないと思いますけれども、制度導入後も保育者が疲弊しない制度設計が必要

であります。それはすなわち確実な人員の増加と処遇改善、それを保障するための給付で ございます。現在でも危機的な保育者不足の中で、今まで以上に人材が必要となりますの で、今後どのように人材を確保するのかを真剣に検討する必要があると思います。

5といたしまして、こどもの利用時間でございます。再三申し上げておりますけれども、こどもの発達と育ち、保育所と保護者の信頼関係、保育者とこどもの信頼関係と愛着形成を考えると、月10時間では足りないということについて改めて言及させていただきます。いま一度、この月10時間について、算定根拠をお示しいただいておりますけれども、そもそも都市部以外の地域においては月20時間、30時間の受入れが可能であるという状況もありますし、逆に、都市部においては現時点の計算上、到底月10時間も提供できないという地域があるということも伺っております。現段階で全ての未就園児を受け入れられない状況の中ではございます。ですので、月10時間という目安が設けられているのかもしれませんが、先ほど申し上げましたけれども、例えば5年、10年の計画を立てて、どのようにそれを解消していくのかというような取組が必要ではないかと思います。

飛びまして、9でございますけれども、一時預かり制度とこども誰でも通園制度との関連でございます。1)は資料に記されておりますけれども、現時点で1,269の自治体で一時預かりが行われております。449の自治体では実施されておりません。記述の中に、こども誰でも通園制度の時間数を超えた預かりは一時預かり事業で対応と書いてありますけれども、それの場合、449の自治体ではどのような対応を想定されておりますでしょうか。また、自治体が実施されている場合でも、この一時預かり事業を受託していない事業者がこども誰でも通園制度を受託する場合、どのような形でそれを補っていくのかということについても言及いただければと思います。

- 2) につきましては、保護者目線で考えますと、今の一時預かり事業の私的利用とこのことも誰でも通園制度、あまり差異がないように見えてしまうかもしれませんので、その辺りの根本的な整理も必要だと思います。
- 3) につきましても、こども誰でも通園制度と仕組みの転換が必要であるということを 申し上げたいと思っております。
- 4) で、一時預かり事業や通常保育とこども誰でも通園制度を一体的に行うような場合につきまして、どのような職員体制を取って、どのような給付の単価となっていくのかについても、現時点で決まっておりましたら教えていただきたいと思います。
- 6) でございますけれども、全国の自治体の中で、仮に公立幼稚園しかない市町村があるとした場合、その園が2年保育だったりする場合、保育を必要としない家庭の3歳児は未就園児ということになります。その場合、この制度は6か月から満3歳ということになっておりますけれども、対象外となるのか。また、地域には認定こども園等の施設があるのだけれども、公立幼稚園がこの制度を受託するというような場合、3歳児のみが利用できないという形になるのでしょうか。考えがございましたら教えていただければと思います。

最後でございますけれども、資料1に試行的実施事業を前倒しでという記載がございます。前倒しするにしても、現在、意見等が出ておりますように、問題が山積しておりますので、まずはこの制度がこどもにとってどうか、こどもの安心・安全が担保できるものなのか、現場にとって疲弊しない仕組みになっているのかということをしっかりと立ち返って確認した上で事業を実施していただきたいと思います。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続いて、小川代理にお願いをしたいと思いますが、まだ御発言のない方があと8名おられますので、御発言される方は3分程度と理解して御発言いただけたらと思います。お願いいたします。

〇小川代理 栃木市の小川です。大川市長の代理で出席させていただいております。どう ぞよろしくお願いいたします。

栃木市からは、栃木市モデルからの提案ということで御説明申し上げたいと思います。 資料につきましては、共有させていただきます。資料では、9ページ以降になります。

本市のモデル事業につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会が運営しております認定こども園さくら内に併設している子育で支援センターゆめふうせんで実施しております。10月末現在の登録児童数は92名、直近の利用人数は、8月が延べ36名、9月が53名、10月が57名となっております。特徴的な運営は、地域子育で支援センターが窓口となっていることです。このことによりまして、モデル事業を利用される保護者にとっても、こどもにとっても、急激な環境の変化に戸惑うことなく施設利用ができているものと感じております。

まず、こどもにとって、お母さんの膝元からいつの間にか離れ保育士の元へ、そして、こども同士の遊びからいつの間にか集団に溶け込むことができております。お母さんも、こどもが心配で一緒にいたものが、そこでこどものたくましさを知り、安心感につながるケースがございます。このように、地域子育て支援センターを拠点に行うことによりまして、慣らし保育というか、子育ち、親育ちの実現につながっている感じがしているところであります。

では、地域子育て支援センターにおきましてモデル事業を実施していることを踏まえ、 資料の10ページを御覧ください。まずは現在の仕組みについてです。

結婚・出産、就労、産休、核家族などによりまして、左側の未就園の家庭ではワンオペの育児の構図となり、図の上にあります様々な子育て支援事業を利用するには、家庭からのアプローチが必要となっています。また、利用に当たりましては、こどもにとりましても急激な環境変化に対応できるよう、慣らし保育の必要があると考えます。

次に、右側に移りますが、慣らし保育を経て、家庭ではこどもと向き合う時間は減るものの、新たに教育・保育機関との関係及び就労などが発生します。

次のページを御覧ください。

先ほどの現状が、地域子育で支援センター等におきましてもこども誰でも通園制度が投入されていきますと、保育のグラデーションが形成され、慣らし保育等が少なくなり、こどもがこども社会に負担が少なく参加ができるのではないかと考えております。また、生活の中にECEC、乳幼児期の教育とケアと言われますが、これらが存在する地域が形成され、申請などによらない、こどもの実態に応じた対応が可能になるのではないかと思います。

このように、地域子育て支援センター等でこども誰でも通園制度が導入されていきますと、就労の有無にとらわれない地域子育て関連事業が整理され、まさしくこども誰でも通園制度が一時預かりや保育など制度をつなぐほか、子育て支援拠点や教育・保育施設をつなぐ子育て支援制度の核となるのではないでしょうか。

課題といたしましては、下段に書かせていただいております。

資料の説明につきましては以上となりますが、モデル事業実施事業者様から我々行政が 反省しなければいけない課題を提起いただきましたので、最後に披露させていただきます。

資料1の内容におきましても関連がございますので、8ページになります。「試行的事業実施の留意事項」を御覧ください。3点目の丸印、試行的事業を通じて、こども誰でも通園制度に対する理解促進と不安の解消を図るため、こども家庭庁においては自治体や事業者団体と協力し、事業を実施している自治体や事業者を集めた説明会や意見交換会を積極的に開催していくべきであるということでありますが、並行して、特に制度理解の促進を図るという観点から、当然ながら制度を利用されている保護者等にも制度を周知していく必要がございます。これが大きな課題でございます。

現在、モデル事業を行っている本市の施設では、利用者の約8割の方が地域子育て支援 センターの役割、またはどこにあるのかを知らない。一時預かりという制度も知らないと いうことでありました。市の広報、ホームページなどを通じ行政情報を発信しております が、情報発信の難しさということを痛感した次第でございます。

以上となります。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、続きまして、堀構成員、お願いいたします。
- ○堀構成員 堀でございます。

それでは、画面共有させていただきます。

資料につきましては、最後のほう、62ページ辺りにございます。

私からは制度の意義、資料2を基に改めて本制度を実施する意義を考えまして、多くの保育現場にとって、従来の保育からの転換であるということを既に述べましたけれども、その際、本制度の意義が、先ほど菊地構成員のお話の中にもありましたけれども、子育ての不安に代表されるように、ネガティブな要素がクローズアップされると、制度そのものの必然性が疑問視されかねないということも懸念としてあります。今後、試行的事業の取りまとめに向かいまして、制度として立ち上げる際に、健全な意義がより強調され、そしてまた丁寧にメッセージを伝えていく必要があると思い、今回は意義というところに焦点

を当てています。

今、皆様の発表の中にもございましたように、それぞれ私も重なる部分がありますので全ては読み上げませんが、こどもにとっての意義、また、子育て家庭、保護者にとっての意義ということで、ここはぜひ皆様のお知恵も借りながら、具体的な形でよりどのようなことがこの制度を利用することで遂げられるのかということについて説明をしていき、それを社会に訴えていく必要があるのではないかと考えております。

続いて、これまでの議論の中にもありましたけれども、制度を担うことになります保育者に対しても、本制度を保育の場で行うということの意義に関しては、しっかりと保育者自身、先生方にも伝えていく必要があると思います。その内容として、一つの裏づけなどを含めて、地域のコミュニティーという考え方、保護者の就労などの事由によらずに、保育の場そのものが地域に暮らす子育て家庭のよりどころになっていくこと、従来、地域コミュニティーの中で子育てはしてきたということ、大きな話になりますけれども、これまでの人類の歴史に立ち返ったときに、そうしたことを一つメッセージとして伝えていくということも、今後、広い意味でこの制度が理解され、そして子育て、子育ちの中で生きてくるメッセージになるのではないかということも考えております。こちらはぜひ御参照いただければと思います。

最後に、皆様からのお話にもありましたように、様々な課題があります。前回も資料として提出させていただいておりますが、保育者の負担感、また、保育者不足の問題を一緒に考えていかなくては、この制度そのものの実現が難しいということもあります。菊地構成員からの御意見にもありましたように、潜在保育士の活用などの検討、職場環境の改善、また、離職率など、保育の実践の場は女性が多い職場であることから、保育者自身が社会的な御自身の立場を変えて退職を選択することもいまだ多いという実態もありますので、継続して仕事を続けられ得る職場環境の工夫、そして処遇改善を含めた経済的支援などの仕組みの改善は急務であると考えます。

2つ目として、新しい保育の在り方として、利用者の側にも社会の理解を得る必要があると考えます。先ほどモデル事業の皆様のお話からは、割と受け入れられているような印象は受けましたけれども、この制度を通して子育てを社会で取り組んでいくということを社会全体でメッセージとして発信できるとよいのではないかと思っています。

3つ目として、保育の場もいろいろとあるということがあります。保育者としての質の向上を目指す。尾木構成員の御意見にもありましたように、研修を含め、保育者自身もそうした立場を担えるように鍛錬していく必要があると考えます。そのように考えますと、試行的事業におきましては、今、皆様からのお話の中にもありましたように、モデル事業からの結果、それから御見識を踏まえて、まずは可能な範囲であまり多くを盛り込まずに、その新しい仕組みを確実に構築することが混乱を招かないとも考えます。

私からは以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインの水嶋構成員、お願いいたします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

4点発言させていただきます。

まず1点目は、8ページの試行的事業の中の全体像、その中に書かれてはいますが、実施自治体の数を拡充した上でと書かれています。本格的実施に至るまでの試行的事業のうちには、できるだけ多くの自治体に行ってもらいたい、それを働きかけていただきたい。また、様々な類型の保育事業で行われることが望ましいので、そういったことも目配りしていただきたいということ。その上で、モデル事業、試行的実施でのデータは、好事例はもちろん、いろいろな側面から収集していただきたいと思っています。

2ページから、こどもの成長の観点からの意義、保護者にとっての意義、保育者にとっての意義などがありますが、実際に事業を実施してみて、新しい気づきや変化が知りたいと思っています。特に私自身、保育者としての立場からは、保育者の思いや気持ちがどう変化していったかなども知りたいなと思っています。

2点目、17ページの個人情報の取扱いについてですが、利用者が複数回入力をする必要がないようにすることはすごく賛成です。事業者としては、生後6か月から3歳未満児という年齢からも、安全のために情報は少しでも欲しいです。利用者が、事業者が変わるたびに毎回同じことを聞かれ、そこに時間を取られることが利用しづらさにもなるので、利用者の同意を得て情報を共有することはよいと思いますが、共有範囲によっては利用を控えてしまうことにもなります。利用のスタート時には、個人情報の取扱いについてしっかり説明することが必要だと思います。

次に3点目ですが、「試行的事業実施の留意点」から、こどもの安全についてなのですが、保育の現場の立場から、こども誰でも通園制度の利用者は通常保育のこどもたちと違い、こども、その家庭の状況などが分からないことが多いので、より安全面を考えておかないとなりません。そのために保険などはどうなっているのか。今現在やられているモデル事業の自治体とかモデル事業をされている事業所はそういうところをどういうふうにされているのかをお聞きしたいと思っています。

親子通園についてなのですが、家庭的保育の連携施設制度は、こどもと保育者が大きな保育園に行って、午前中、共に過ごす交流保育が親子通園に似ています。こどもだけで一日夕方まで過ごす連携保育がこどものみの通園に似ています。4月は保育者にくっついていたこどもが、早ければ $2\sim3$ か月で連携に慣れてきます。それは慣れた場所で仲よくなった友達がいること、知っている先生などができることです。そのため、この制度においては、 $0\sim3$ 歳未満児の小さなこどもなので、安心できる場になることが大事なので、そういった環境を早くつくり上げることが大切だと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、今度は対面のほうで、奥山構成員、北川構成員、竹原構成員、内野構成員に

お願いをしたいと思いますので、奥山構成員からお願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

私も意見書を提出させていただいております。

まずは未就園児という表現が今回、保育所等に通っていないこどもと記載が修正されていることに感謝申し上げます。ぜひ保育所等に通っていないこどもという表現で、ほかの部会との統一を図っていきたいと考えております。

その次に、制度の意義、目的について今日皆さんから多くの意見があったと思います。ここの資料の中でも、こども誰でも通園制度と一時預かり事業の関連性についていろいろなページに書かれているわけなのですけれども、どうしても将来的に見たら就学前のこどもたちを預かるという意味では同じような状況になるということを考えますと、こどもにとって、親にとってというところを二元論で考えるのではなくて、親の支援、こどもの育ち、どちらにとっても必要であるという認識が必要なのではないかなと思います。資料においても、こども誰でも通園制度の趣旨は、言わばポピュレーションアプローチでありながらハイリスクアプローチも含まれるといった家庭支援がしっかり位置づけられている点からも、家族を包括的に支援するという考え方に基づくということが大事ではないかと考えております。

また、保護者にとっての意義の記載がございますけれども、どなたかがおっしゃっていました。負担感の軽減だけに焦点をあてるのではなくて、加えて、こどもと離れることで、自分の時間を過ごすことで自分の状況を客観的に捉えて子育てにゆとりを持つことが可能になる面は非常に大きいと感じております。迎えに来た親たちは、これまで以上にこどもが愛おしく感じられるということを話す場面が多く見られます。

さて、対象者についてですけれども、ここでは専業主婦家庭という表現が一部あったのですが、今回の資料に在宅子育て家庭となっていてよかったなと思っております。ただ、皆さんが御指摘いただいているとおり、6か月未満の保育所等に通っていない家庭への支援については、伴走型相談支援とか、それから今回入れられていなかった産後ケア事業、家事支援、こういったところが充実していかないとなかなか難しいなと現場では感じております。今、先ほど福岡市さんが3か月から一時預かりをなさっているということで、横浜もかなり早い時期から行っているわけですけれども、そういった一時預かり事業に取り組んでいる自治体、事業者への補助、人員配置等へのものが手厚いものになるよう希望いたします。

保育者にとっての制度の意義ということもたくさんの構成員から語られました。菊地構成員のほうから、やりがいもありながら緊張感もあるのだという検証のことが挙げられていますけれども、こどもたちが初めての保育で泣くということはよくあることで、泣きに対する対応についても検証いただければなと思っています。泣くこどもに対してケアをするという一方で、客観的に親の置かれているような状況への理解とか、親子関係への理解とを総合的に認識してこどもをケアする、向き合えるという保育者の心理、こういったと

ころの分析なども必要だと思っております。

今日、研修のこともたくさんありましたけれども、私たち地域子育て支援拠点には講座の受講の際に保育をやってくれる保育グループは結構あるのです。その担い手の中から適性を見て一時預かりとかファミサポの提供会員になっていただけるようにしております。そして、研修を受けていただいて、後に一時預かり事業に取り組んでいただくというような、そういった育成がとても大事だと感じております。

栃木市さんから、地域子育て支援拠点の活用のことがございました。保育所等も含め、また、地域子育で支援拠点も多機能化を今、進めているところなのです。家庭の状況等の把握をしっかりして、そして適切な一時預かり、ファミサポ、いろいろなところにつないでいくというような機能がとても大事になっていると思います。その中で、利用者支援事業という事業が入っていると非常に相談支援もできていいのですけれども、今後、地域子育て相談機関や利用者支援事業基本型、こういった事業との連携、活用というものもお願いできればと思っています。

また、拠点事業については自由利用がなじみやすいというような資料の表現がございましたけれども、専用室を持っているところもございますので、定期利用についても実施が可能であり、自由利用に限定せずに、実施イメージを提供していただければと思っております。

最後に個人情報なのですけれども、初期のこどもの情報把握のためのものは、事業者間での共有ができたらいいなと感じております。一方で、日々の記録については個々の事業所の把握で十分ではないでしょうか。ここまでもし保護者に共有を求めるとなると、逆に制度の利用を躊躇させてしまうことにならないのかということを危惧しているということも申し添えたいと思います。

以上です。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、北川構成員、お願いいたします。
- ○北川構成員 ありがとうございます。

社会福祉法人麦の子会、北川です。

私は障害児のこどもや家族支援、そしてケアニーズの高いこどもを支援する立場から意 見を述べたいと思います。

この制度そのものは、本当にこどもと家族を社会でしっかり支える、応援するという制度なので、大変いい制度だと基本思っております。今回の文章の中で何点か気になる点がありましたから、お伝えしたいと思います。

4ページ目の「この制度がポピュレーションアプローチでありながら」という言葉遣いですけれども、この制度が本来はポピュレーションアプローチなのだけれどもという印象を受けるので、「ポピュレーションアプローチとともに」、もしくは「オペレーションアプローチから」という表現で、ニーズの違いがあるけれども同じこどもとして大切なのだ

というようなニュアンスの記載の仕方がいいと思いました。

それから、15ページの障害があるこどもに対する対応ですけれども、この制度が障害のあるこどももないこどもも通園できるという提供体制を整備していく必要があるということは、前回も申し上げましたけれども大変うれしく思っております。ただ、受け入れるに当たって、皆さんおっしゃっていましたけれども、預ける側も受ける側もよかったと思えるような加算だとか体制の検討も今後必要と思います。

それからもう一点、この通園制度で児童発達支援センターがきょうだい児など障害のないこどもを受け入れるようになるという制度設計は、インクルージョンの観点から非常に大事な取組であると思います。しかし、そのことが、ここにある記載のように、現状に児童発達支援を必要としているこどもが使えなくなるということがないようにということも非常に大事なので、この点を十分に留意していただくようにお願いします。

また、18ページの記録ですが、奥山構成員と同じような意見です。最初のインテークの情報は必要かと思いますが、日々の記録というところは大丈夫と思います。特に支援ニーズの高いこどもや家族にとって、要対協でも守秘義務などが課せられていますので、この結果、かえってスティグマ的なつらい状態にならないように一定のルール等が必要なのではないかと思います。

最後に参考ですけれども、尾木先生がおっしゃっていたと思うのですが、うちの園では 通園前の早期の発達支援のグループをやっております。多くのこどもは自宅からお母さん が連れて来られないという状況がありますので、送迎もおこなっています。将来的にはこ どもと家族を救う制度ですので、通園の困難性のある家庭のこどものことを今後、送迎な ども含めて模索していく必要があるのではないかと思いました。

私からは以上です。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、続きまして、竹原構成員、お願いします。
- ○竹原構成員 ありがとうございます。竹原です。

私も山内構成員と同じく、試行的事業の実施というのは本格実施に向けた準備・検討段階で、そのためにやるべきことがあるという認識はとても強く持っています。ここまでに3回、この会議でいろいろ伺わせていただいて、実に論点が様々だと思っています。例えば利用時間だとか、対象年齢だとか、障害があるこどもへの配慮だとか、一時預かりはどうだとか、保育士の負担がどうだとか、論点がすごくいっぱいあるのだと思うのです。それらに関して判断するための材料を集めるというのがこの試行的事業の実施、そして本格実施に向けてよりよい判断をして、よりよい制度をつくる、そのための準備の段階ということなのではないかなと思います。なので、今、何の情報を集めるのかというのを決めて、集めた情報を基にどう判断をしていこうかということを考え始めなければいけないのではないかと考えています。

資料2の議論の整理のところに、すべてのこどもの育ちをということが書かれているの

で、この制度はまるで全てのこどもの全ての問題をカバーしなければいけないかのような議論がされているように感じる部分が若干あるのですけれども、それは別にいろいろな政策、対策を重ねて、総じて見たときに、どのこどもたちも取り残されることなく、手厚く体制がつくられていればよいという考え方なのだと思うので、そうすると、必ずしもこの制度で全てをカバーしなければいけないわけではないのではないのかなとも考えます。ただ、ではどういった部分を手厚く、どういった部分はこの制度ではなくほかの制度でということを考えるためにも、いろいろな情報を持ち寄って考えなければいけないのではないかなと考えています。

そして、そういうデータをどうやって集めていくかを決めるのは、まさに今、待ったなしの状況だと改めて実感をしています。といいますのも、今回システムの話が出てきましたけれども、そのシステムで市町村、それから利用事業所に情報を共有するという形で書かれているのですが、もしこの会議でそのシステムで収集した情報を判断材料として使うのであれば、保護者の方に、国の会議で使いますという説明をして、同意を取らなければいけないはずなのです。そしてまたそのシステムの中に、この制度を使ってみてどうでしたかと、何問かお母さん、お父さんのコメントというか感想を取れるようなスキームを入れておいてもいいわけですし、システムを開発するベンダーさんに、今後いろいろな調査項目を足せるような仕組みを後で導入できるような基礎設計にしてくださいという仕様書を出して指示をするというのも、まさにこれから直近の段階なのだと思うのです。そういう意味でも、データを取ってどう判断するかというのをもっとこの会議でけんけんがくがく議論するべきですし、そのための情報を集めていければと思っています。

以上です。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、内野構成員、お願いします。
- ○内野構成員 全日本私立幼稚園連合会、内野でございます。

資料を出させていただきましたが、私どもが今回添付させていただいたデータにございますように、7,500の加盟園の中で多くの園がこの制度について大変肯定的に捉えているというところでございます。表で言いますと4ページに、この制度についてどういうふうに考えるかということで、75%の賛成ということがデータ上出ています。

このデータの中で、3ページの下に平均年間利用延べ人数という表があるのですけれど も、下のほうに幼保連携型認定こども園とかあるのですが、3番目のところに施設給料遅 延とありますが、施設給付幼稚園でございまして、誤字でございますので大変恐縮でござ います。訂正をさせていただきます。

私どもの考えといたしましては、広く様々な施設がこの制度に参加することによって、 保護者の多様なニーズに応えていけるということを前回の会議でも御提言申し上げたとこ ろでございます。私たち幼稚園は、幼稚園由来の認定こども園は、お預かりすることにつ いては2歳というところに大変自信を持っております。一方、0歳をお預かりすることを 大変得意とされていらっしゃる、そして、そこに貢献される施設はたくさんおありなのだ と思います。そういった全ての施設が排除されることなく、広く多様な施設の賛同を得て この制度が発足することを期待して、令和6年度の本格実施に向けての検証事業が進めら れることを期待しております。

以上でございます。

- ○秋田座長 ありがとうございます。 それでは、続きまして、倉石副座長、お願いします。
- ○倉石副座長 ありがとうございます。

簡単な部分と、少し大事な部分とをお話しします。

まず、この資料をまとめていただいてありがとうございました。

最初の制度の意義のところで、段落を変えたほうがいいのではないかということで、2ページのところの話ですけれども、「こども基本法には」というのが第2段落にあるのですが、これを最初に持ってきて、これはこどもが中心になるのだということを意識づけされるのがいいのではないかというのがあります。

それから、並びなのですけれども、その後、2、3、4と続いていくのですが、保護者にとっての意義、それから保育者にとっての制度の意義となるのですけれども、間に4が「現行の各制度と比較した場合の意義」となっておりまして、ここは2のこども、3の保護者、次が4の保育者として、次に現行の制度という並びにしたほうが、こどもと保護者と保育者と一体でこれを行っていく意義があるのだということで並びができるのではないかということであります。

それから、意見がありましたが、保護者にとっての意義というところは、またさらに深めていただく必要がありまして、奥山構成員がおられますけれども、子育てひろば全国連絡協議会でも、地域子育て支援拠点を利用されている方、利用者支援事業を利用されている方、若干通園とは違いますけれども、いわゆる地域の中で安心できる場所ができることが親の成長にとっていかに意義があるかということは少しまとめられていますので、その点は、また少しボリュームの点では今後、事務局のほうに意見をさせていただこうかなと思っております。

もう一つ、最後に意見としてあるのは、前回も申し上げましたけれども、保育の多機能化というところが大きな柱になっているわけですが、保育サービスをつくり変えるということだけではなく、私自身は保育をつくり変えていくという認識も必要になってくるのではないかと考えております。そうしますと、思い切った言い方をしますと、これまでの通常保育を全日型の保育と位置づけ、一時預かり保育とこども誰でも通園制度については部分型保育という位置づけにして、全日型の保育、通常保育と部分型の保育でどのようにこどもの育ちと保護者の育ちに成果があり、課題があるかということを、モデル事業を通じて検証していくということが一つ重要になるのではないかなと。そんなふうに保育そのものをつくり変えていくという共通認識ができるかどうかということも一つ大きなポイント

ではないかなと感じております。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

私のほうの時間の調整が悪くて申し訳ありません。

あと、オンラインで駒崎構成員からお手が挙がっていますので、駒崎構成員まで発言されて、その後、回答ということで、ちょっと時間が延長になりますけれども御容赦ください。

駒崎構成員、お願いします。

○駒崎構成員 すみません。時間が過ぎているのに申し訳ないです。 1 分で終わりにさせたいと思います。

あと、座長のせいではなくて構成員の我々が長くしゃべり過ぎているというところがあると思いますので、時間制限していただけたらと思います。

1点だけ。月10時間でもいいのではないか、みんなに広く渡るのが大事だしとおっしゃる方もいらっしゃったと思うのですけれども、データを御紹介したほうがいいかなと思います。2022年時点で既に全国的に46万人程度の空きがあるという状況です。その空きは、年間8万人ずつぐらいどんどん増えていくという状況になっているのです。今今なのですけれども、2023年で271万4000人分空いているのです。無園児、未就園児は140万人ぐらいなのです。141~145万人ぐらいという状況なのです。ですから、シンクタンクさんが作ってくれた単純計算なのですけれども、270万人分空いていて、140万人のこどもが週1、8時間行ける。だから、総量として1月あたり32時間分は受け入れ可能という話なのです。さっき申し上げたように偏在しているから入らない地域もあるけれども、総量としてはかなり空いているという状況なのです。

このデータを基に、10時間というのは相当バッファーを見ていらっしゃる。ナショナルミニマムでしようがないと思うのですけれども、バッファーを見ていらっしゃると思うので、そうだとするならば地域差がすごいし、総量としては空いているという状況があるので、本当にそこはちゃんと地域ごとに上乗せできるようにしたほうがいいのではないかということで、一応補足までにデータを皆さんに御案内させていただきました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、質問や御意見についての事務局からの回答をお願いいたします。

○本後課長 皆様、ありがとうございます。

全てにお答えできるかどうか分かりませんけれども、まずモデル事業、それから試行的 事業についてお尋ねがありました。

まず、試行的事業につきましては、今後、補正予算を明確にしていく中で明らかになってまいります。自治体、それから事業者の皆様にもできるだけ早く、どういった形で進められるか情報をお届けできるように、そしてスタートが早くできるようにということで準

備を進めてまいりたいと思います。今年のモデル事業との関係は個別の自治体との関係も ありますので、個別に御相談させていただきたいと思います。

以上がモデル事業、試行的事業の関係でございます。

様々御意見いただきました点、むしろ本格実施にかなり関係するところが多かったかと 思います。一時預かりとの関係、御指摘がありました。これについても単純に10時間を11 時間に増やしていくということができるのかどうか。性質の違い、それから予算事業であ るということもありますので、そういったことを踏まえてどう考えていくのかということ もございます。こういった点は、改めてここに記載させていただきましたとおり、本格実 施に向けて試行的実施を踏まえながら検討していくということかなと思っております。

10時間についても同様かと思います。今、駒崎構成員から御指摘いただいた点、全国的に確保するということを制度的に担保する、そしてスタートをしていく、これは非常に重要だと思っています。ただ、一方で、皆様に御指摘いただいたような点もございます。こういった点をどうやって考えていくのか、これも本格実施に向けての検討ということになるかと思います。

0歳6か月の点がございました。最後、竹原構成員からもお話がありました。この制度の中だけで対応すべきなのかという点は非常に大きな御指摘かと思います。ほかの皆様からも、ほかの事業と連携させた形で、こども誰でも通園が入ったときにどういう絵姿になるのか、そういったことをしっかり考えるべきではないかという大きな御指摘をいただきました。その点はしっかりと整理をしていきたいと思っております。

それから、研修、利用者負担の話、人員配置、あるいは潜在保育士の活用、キャリアとの関係といった点や記録の在り方、こういった点についても様々御指摘いただきましたので、これらについてはいずれも検討事項という形でこの議論の整理の中には書かせていただいておりますけれども、しっかりと試行的事業を行いつつ、データあるいは様々な情報を集めながら、しっかり今後整理をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

先ほど本後課長より総合経済対策のお話がありましたが、今後、こども家庭庁からは各自治体へ、各自治体からは各事業者に皆さんに、御議論いただいた内容を伝え、試行的事業実施に向け検討していただかないといけないと判断しております。本日の資料はその際に使っていただくものと考えておりますので、そのときに本日出た御意見と最低限で修正すべき点は事務局と私のほうでこの後少し修正を行わせていただきたいと思います。

また、本日出た御意見につきましては、次回の検討会で議論をしたいと思っております。 皆様には、本日も様々な角度から多くの御意見をいただき、大変有意義な時間となりま したが、若干延長いたしました。駒崎構成員から、時間制限していいのではないのという お話もあり、実は大体私が分かってきたのは、終わり30分ぐらいになると一気に手が挙が ってくるという、これをせめて1時間後に発言の意思がある方は皆さん手を挙げていただ けると、時間制限しなくても済むかなと思ったりいたしております。その辺りは事務局と 考えたいと思います。

それでは、時間となりましたので、本日の検討会はこれにて閉会といたします。オンラインの方もありがとうございます。遠くからの方は、飛行機とか電車とかいろいろお時間があると思いますのに、どうもすみませんでした。ありがとうございました。

閉会といたします。

裏紙がありました。すみません。次回開催の日程について、事務局からお願いします。 〇司会 次回の日程になります。

次回の日程につきましては、確定次第お知らせとなりますので、どうぞよろしくお願い いたします。

○秋田座長 ありがとうございました。以上です。